

様

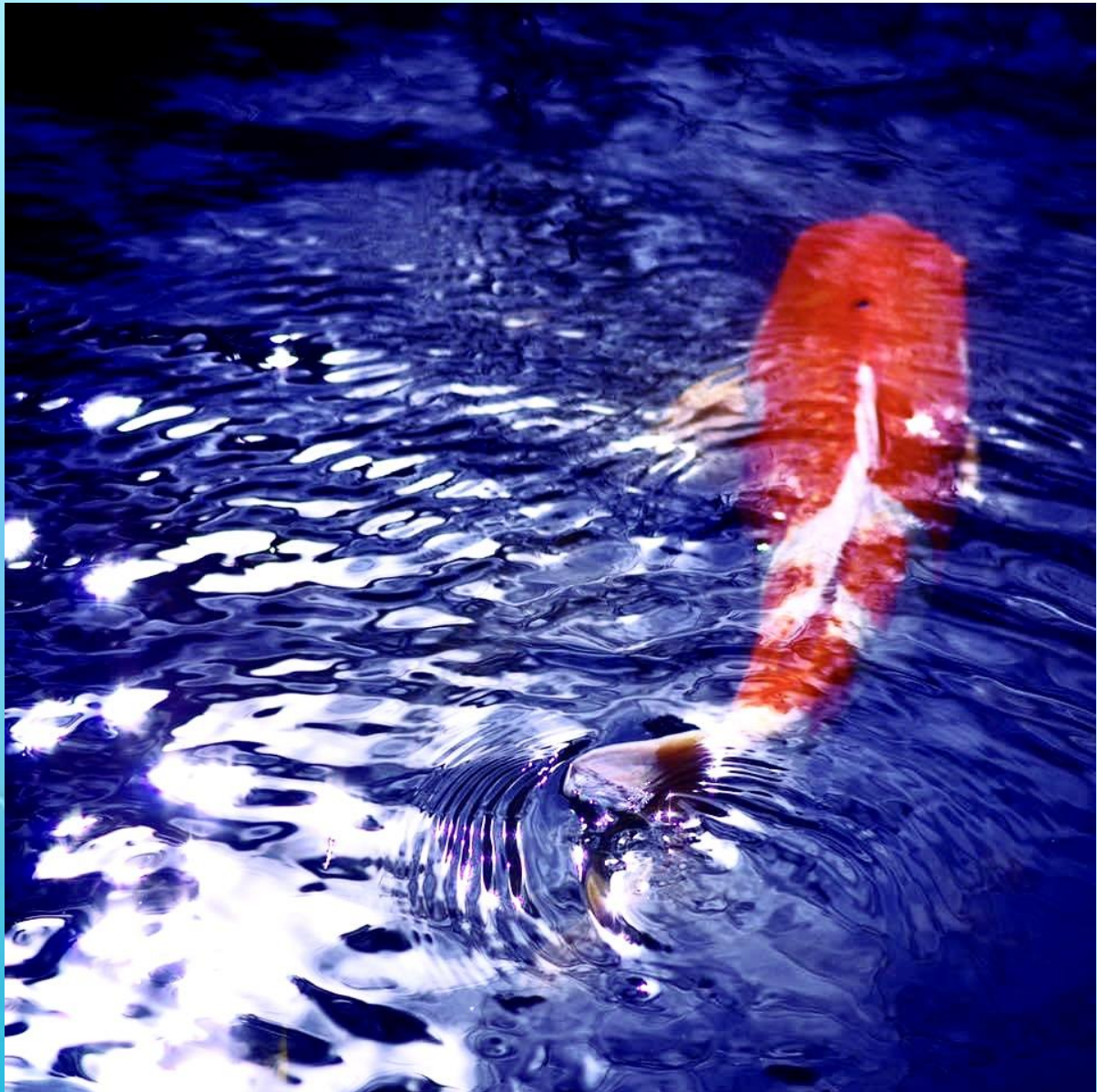
け や き

宝塚けやきの里広報誌

Vol.7

2020.10

発行/宝塚さざんか福祉会
宝塚けやきの里



Contents

- ・ごあいさつ
- ・今月、日中の様子
- ・学びの広場

政府の動向を見守りながら

来年度に介護保険と障害福祉等サービスの報酬改定があります。その件に関して、今年の6月から厚生労働省の障害福祉サービス等検討チームが開催され、全国手をつなぐ育成会連合会を始め、各種障害者団体とのヒアリングも始まっております。今回の改正には、サービスの質の向上を図る事は当然ですが、新型コロナウイルスの対応と、毎年伸び続けている予算に対して、持続可能な制度にしていくための対処方法なども求められております。現在ある必要なサービスがなくならないように見守り、情報発信をしていきたいと思っております。

所長 脇田 幸治

福よコイ！

先月に続いて台風の発生が著しく、自然災害にも注意し、また新型コロナウイルスに加え、インフルエンザ等の感染症にも留意したいところです。

表紙の写真は鯉（コイ）の写真です。日本では古くから鯉は縁起のいい魚として愛されています。仕事運、金運、健康運…等、様々な縁起があるようです。

験を担いで他力本願というわけではありませんが、皆様と一緒に少しずつでも前を向いて進めたいと思っています。

主任・サービス管理責任者 片山 翼

今月、日中の様子

保護者会の開催

今年度の保護者会について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から兵庫県の指針に合わせて開催の調整をしていく中で、今月ようやく実施することができました。我々事業所からも何点か報告等させて頂く中で、サービス提供について半期取り組みの状況報告をさせて頂きました。当日、時間の都合で詳しく説明することができなかった為、ご不明な点等ございましたら遠慮なくお申し付けください。



食育と紙芝居のコラボ！

施設栄養士と紙芝居ボランティアを交え、食育について紙芝居活動の中で内容として盛り込み実施できないか検討しています。皆様が関心のある内容を中心に展開し、楽しく学びの機会をもつことができたらと考えています。

専門性を高めよう

我々施設職員が専門性を高める機会の一つとして外部研修があります。外部研修については様々な研修機関や行政等が主となり開催されています。今年度については新型コロナウイルス感染拡大防止の為、年間スケジュールから延期等されていましたが、今月頃からようやく順次開催となっています。

外部研修ではその分野の専門家や第一線の人が講師を担う為、より専門的でトレンドな知識を学ぶことができます。また研修で出会う他法人、他施設の方、中には異業種の方との交流を図ることもでき、より多くの学びを得ることが可能です。

外部研修以外にも当法人内或いは施設単位で企画されている研修もあり、是非とも活用していきましょう。そして研修で得た学びをフィードバックし、学びを深め、より良いサービス提供に尽力したいと思っています。

学びの広場

前回に続き、今回は障害者自立支援法以降の流れと国際社会における動向について学んでいきましょう。国際社会においては、障害のある方の権利保障に向けた取り組みが進められ、2006年には国連総会で「障害者権利条約」が採択されました。

様々な政策分野において、障害を理由とする差別の禁止と「合理的配慮」を求めるこの条約に、わが国は2007年に署名し、以降、同条約の締結に向け国内法の整備を進め、2014年に批准しました。以降、その遵守のため、障害者の権利擁護、社会参加等の機会の拡大等のためのさらなる環境整備を進めてきています。

権利条約批准に先立ち、2011年には「障害者基本法」が改正され、全ての国民が障害の有無にかかわらず尊重される共生社会の実現を目指すことや、「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。

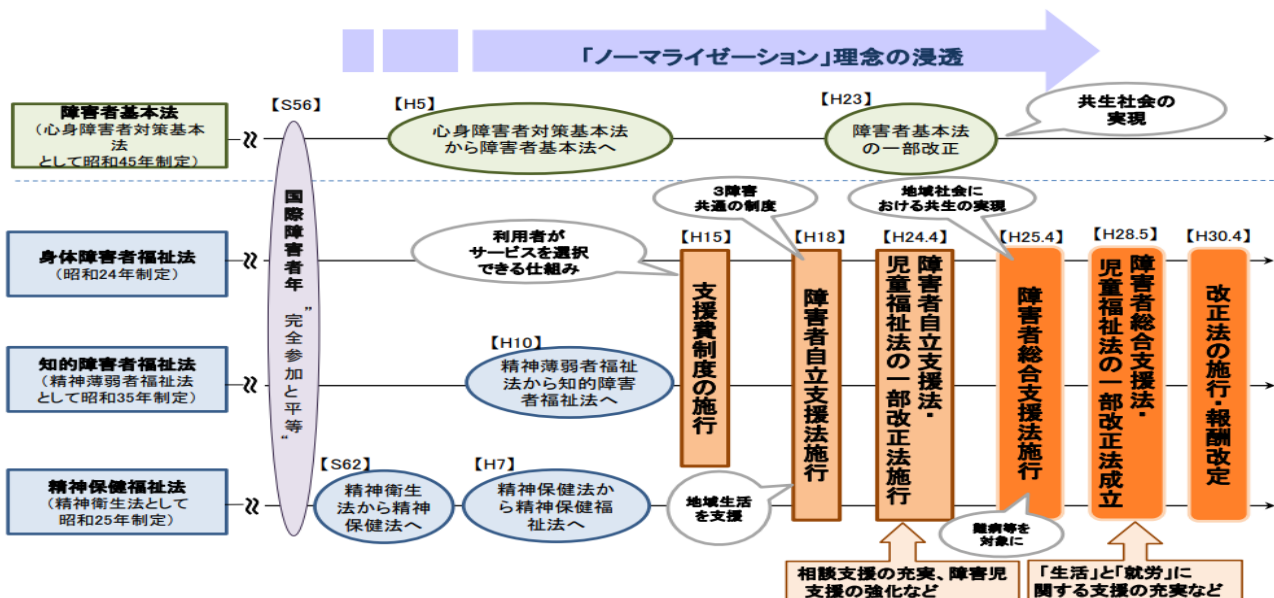
また同年に「障害者虐待防止法」が成立。2012年には、障害者就労施設等が供給する物品や役務の需要の増進を図る「障害者優先調達推進法」が制定。2013年には、「障害者基本法」の「差別の禁止」の基本原則を具体化した「障害者差別解消法」が成立し、「差別の禁止」や「合理的配慮の提供」について行政や事業者等に義務化（一部努力義務）され、その具体的推進がすすめられることとなりました。

そして2012年に、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とする法律が制定され、障害者の定義への難病等の追加や、2014年度から「障害程度区分」にかわって必要な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」を導入すること等が定められました。その後、2015年に施行3年後の見直しが図られ、「自立生活援助」や「就労定着支援」等の新規事業が定められたほか、重度訪問介護や医療的ケアを要する障害児支援等の充実が図られました。これらは2018年4月に施行されました（一部、公布日施行）。

それから2016年に施行された改正障害者雇用促進法に関し、事業主に対する「差別の禁止」「合理的配慮の提供義務」「苦情処理・紛争解決援助」の遂行が一層求められるとともに、2018年度からは法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わることとなり、また、原則として5年ごとに法定雇用率も見直しがなされることとなりました。

このように、障害のある方の自立支援、社会参加に向けて、施策が総合的に進められ、今日、国がすすめる地域共生社会の実現に向けてもさまざまな施策が検討されています。

障害保健福祉施策の歴史



(資料参考：全国社会福祉協議会HP、厚生労働省HP)

ご意見、ご質問等をお聞かせ頂ければ光栄です。

